

## 船舶事故調査報告書

令和5年10月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年9月29日 23時40分ごろ
発生場所	広島県呉市情島北東方沖 呉港阿賀沖防波堤西灯台から真方位176° 2.6海里（M）付近 （概位 北緯34° 10.6′ 東経132° 36.0′）
事故の概要	漁船第三十七長栄丸は、南東進中、また、漁船末広丸は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年11月7日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三十七長栄丸、19トン EH2-8496（漁船登録番号）、長栄水産有限会社 B 漁船 末広丸、4.96トン HS3-39351（漁船登録番号）、個人所有 第281-12792号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 船首張出部が脱落、船首部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、法定灯火を表示し、船長Aが単独で操船に当たり、香川県高松市高松港に向けて、音戸ノ瀬戸を通過後、約11.5ノットの対地速力で南東進した。 船長Aは、前方に白色の作業灯のような明かりを視認し、レーダーで確認したものの、レーダー画面上に船舶の映像がなかったので、接近するまでまだ時間があると思い、操舵室右舷側の窓から右舷方に視線を向けて航行していた。 船長Aは、まだ時間があると思っていた明かりが前方至近に迫っていることに気付き、右舵一杯及び全速力後進としたが、A船の左舷船首部とB船の船首部とが衝突した。 船長Aは、ふだん、狭水道通過時にはレーダーを0.5Mレンジに、狭水道通過後は1.5Mレンジに切り替えて使用していたが、本事故当時は、音戸ノ瀬戸通過後のレーダーレンジ切替えを失念し、0.5Mレンジの表示を1.5Mレンジの表示と思い込んで使用していた。

	<p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示するとともに前部甲板及び後部甲板をそれぞれ照らす作業灯（LED灯）を点灯し、底引き網漁を終え、船首を北西方に向けて機関を中立とし、漁獲物の選別作業をしながら漂泊していた。</p> <p>船長Bは、作業灯の明かりで、航行中の他船が漂泊中のB船に気付いて避けてくれると思い、前部甲板にあるいけす付近の甲板上に座り、漁獲物の選別作業をしていたところ、衝撃を感じ、B船とA船とが衝突したことに気付いた。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、南東進中、船長Aが、前路に視認したB船の作業灯の明かりをレーダーで確認した際、B船の映像がなく、B船に接近するまでまだ時間があると思い、操舵室右舷側の窓から右舷方に視線を向けて航行を続けたことから、B船に接近していることに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、音戸ノ瀬戸通過後にレーダーレンジの切替えを失念し、0.5Mレンジの表示を1.5Mレンジの表示と思い込んで使用していたことから、レーダー画面上に映っていないB船に接近するまでまだ時間があると思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を北西方に向けて漂泊中、船長Bが、作業灯の明かりで、航行中の他船が漂泊中のB船に気付いて避けてくれると思い、漁獲物の選別作業をしながら漂泊を続けたことから、A船の接近に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、A船が南東進中、B船が船首を北西方に向けて漂泊中、船長Aが、前路に視認したB船の作業灯の明かりをレーダーで確認した際、B船に接近するまでまだ時間があると思い、操舵室右舷側の窓から右舷方に視線を向けて航行を続け、また、船長Bが、作業灯の明かりで、航行中の他船が漂泊中のB船に気付いて避けてくれると思い、漁獲物の選別作業をしながら漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、特定の方向にのみ意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、レーダーで他船との距離を確認する場合、使用するレンジも確認すること。</li> <li>・ 船長は、漂泊中であっても、接近する他船が自船に気付かない可能性があることを踏まえ、常時、周囲の適切な見張りを行い、余裕のある時機に移動するなど衝突を避けるための措置を採ること。</li> </ul>